

デジタルコンテンツEXPO 2020 ONLINE

Content & Technology Showcase (CTS) 出展規程

Content & Technology Showcase (以下、CTS) は、一般財団法人デジタルコンテンツ協会 (以下、当協会) が主催するデジタルコンテンツEXPO 2020 ONLINEのメインプログラムです。

1. CTS出展の資格

(1) 出展の資格

CTSには、コンテンツ技術またはデジタルコンテンツに係る事業や研究を行う法人団体等が出展できます。

(2) 出展申込の拒否

- ①コンテンツ技術またはデジタルコンテンツに係る事業や研究を行う法人団体等であっても、広告代理店等を介しての出展はできません。
 - ②破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続き中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行い若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申し込みは受理しません。当協会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。
 - ③契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には契約を破棄し出展をお断りします。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却いたします。
 - ④出展規程や各種マニュアルに定める規程に違反した場合、あるいは当協会が来場者や他の出展者へ悪影響をおよぼすと判断した場合には、出展申込の受理または出展契約締結の前後にかかわらず、出展をお断りする場合があります。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却いたします。
- なお、当協会は、上記に関連して必要と認めた場合、調査および審査を行う場合があります。

2. 出展申込および契約

(1) 申込方法

本規程に定める事項の遵守をご承諾いただくとともに、個人情報保護方針をご確認の上、次の方法でお申込みください。

○ダウンロードした「出展申込書・契約書」に必要事項をご記入の上、電子メールに添付して「デジタルコンテンツEXPO事務局」(apply@dcexpo.jp) に送信。

お申し込み後、デジタルコンテンツEXPO事務局より出展申込受理確認を電子メールにて連絡いたします。この受理確認メールの本文中に記載された期日を出展契約締結日とし、出展者は出展料の支払い義務を負うものとします。

(2) 申込期限

申込期限

2020年9月30日(水)

※10月20日(火)まで受け付けます。

(3) 申込先

一般財団法人デジタルコンテンツ協会 デジタルコンテンツEXPO事務局
〒102-0082 東京都千代田区一番町23番3 千代田一番町ビルLB
TEL : (03) 3512-3903 FAX : (03) 3512-3908
E-mail: apply@dcexpo.jp

3. 出展料・お支払い・取り消し

(1) 出展料

一般	99,000円 (消費税込み)
一般財団法人デジタルコンテンツ協会 会員	89,100円 (消費税込み)

(2) お支払い

出展小間料は、「一般財団法人デジタルコンテンツ協会」からの請求により、以下の期限までに指定の銀行口座にお振り込みください。(指定口座は請求時にご案内いたします。) なお、手形によるお支払いはお断りいたします。また、振込手数料は、出展者の負担とさせていただきます。

お支払い期限	2020年10月30日(金)
	※11月30日(月)といたします。

(3) 取り消し

お申し込み後、出展者の都合により出展を取り消す場合、次の金額を解約金として申し受けます。解約金には消費税が加算されます。

10月31日(土)以降	出展料の100%
-------------	----------

4. 出展に際しての禁止事項

(1) 出展スペースの転貸、売買、譲渡、交換

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展スペースの一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

(2) 個人情報収集を主目的とした出展の禁止

自社が取り扱う製品の展示や商品・サービスのPRをすることなく、来訪者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。また、すべての出展者にも個人情報保護法の要件を満たした行為や対応をお願いします。来訪者の個人情報の収集および取り扱い、利用について遵守すべき内容については、出展者マニュアルでご案内します。

5. 出展者の責任

(1) 支払いの責務

出展者は当協会が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとし、

(2) 法令の順守

出展者は、各自、日本国の法令を遵守するものとします。

6. 不可抗力による開催中止・短縮

- ①不可抗力によりオンライン開催が著しく困難となった場合、当協会は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、当協会が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し併せてホームページ等を通じ公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、当協会は一切の責任を負わないものとします。
- ②開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、当協会は弁済すべき必要経費を差し引いた出展料の残額を出展者に返却します。
- ③開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料は返却しません。
- ④不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

7. 掲載内容に関する注意事項

(1) コンテンツに関する注意

出展者は、出展者ページに掲載するコンテンツ（静止画、動画、音楽、文章等）が、他人の著作権、肖像に関する権利その他一切の権利を侵害することがないように適切に権利処理を行うものとし、万一、紛争が生じた場合、出展者の責任において解決するものとします。

(2) 模倣品・偽造品の掲載の禁止

- ①第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含むが、これらに限らず、また、外国における権利を含む。）を侵害する物品（いわゆる模倣品・偽造品）の掲載その他一切の行為を禁止します。
- ②掲載する製品その他の物品が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと当協会が判断した場合、当協会は、その裁量により、当該物品の掲載を停止することができるものとします。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。
- ③出展者は、掲載する製品その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して当協会が行う調査に、協力するものとします。
- ④掲載する製品その他の物品の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

(3) 比較表示に関する注意

比較表示を行う場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえで、他社に迷惑がおよばないように表示してください。

- ①展示および実演による比較表示
- ②説明パネル・資料等による比較表示
- ③ナレーション等による比較表示

④ その他の商品・製品・技術等に関する比較表示

当協会は上記に反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して当協会は一切補償しません。

なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

8. 本規程の違反および解釈の疑義について

本規程に違反した出展者および本規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は、下記によるものとします。なお、同規程の解釈は和文規程を優先します。

- ① 当協会が、出展者が出展規程に違反したと判断した場合には、出展者に改善の申し入れを行います。
- ② 上記①の申し入れを2度行っても改善がはかられない場合、また本規程の解釈に疑義が生じた場合には、当協会によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- ③ 上記②により改善の申し入れを受けた出展者は、即日、改善内容および改善を行う日程等を文書で当協会に提出してください。
- ④ また②により改善の申し入れを受けた出展者が上記③の対応と改善策を講じない場合、また、当協会が、改善内容が不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合があります。
 - (i) 翌開催日以降の出展者情報掲載の中止。
 - (ii) 上記(i)の処分を守らなかった場合、この事実を公表するとともに、当該出展者の次回の出展を認めないことがあります。

9. その他

本出展規程以外の規制および制限事項は、後日公表する「出展者マニュアル」に明記いたしますので、あわせて遵守してください。

本規程は、当協会が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、デジタルコンテンツEXPO公式WEBサイトにおける掲載その他の方法で出展者に告知いたします。

出展者は各自、日本国の法令を遵守するものとし、当協会は、出展者の法令違反につき何らの責任も負わないものとし、